

日本語交流サポーター募集

熊本地震を受けて、各校区で外国人・日本人住民がともに集い、日本語で交流する「日本語教室」を設置します。設置に伴い、やさしい日本語で交流する日本語交流サポーターを募集します。

▶ **募集** 20人程度(東区の方優先)
▶ **対象** 市内に住む18歳以上(平成29年4月1日現在)で、外国人の方と日本語でおしゃべり交流する日本語教室に参加可能な方(東区で、6月より週1回開催予定)

■オリエンテーション(どちらか参加)

▶ 期日・場所

4月2日(日)国際交流会館
4月9日(日)熊本県立大学

▶ 時間

▶ **申込み** 3月26日までに、住所、氏名、年齢、電話番号、電子メールアドレスを持参か郵送、ファクス(359-5783)または電子メール(pj-info@kumamoto-if.or.jp)で〒860-0806中央区花畑町4-18国際交流会館(☎359-2121)へ(国際課 ☎328-2070)

遺跡地図(埋蔵文化財包蔵地)の範囲変更

2月1日から遺跡の範囲を一部変更しました。

▶ 対象遺跡

江津湖遺跡群、健軍遺跡群、健軍神社周辺遺跡群、南原遺跡、下佐土原遺跡、供合松ノ上遺跡、神園遺跡、石原瀬々井遺跡、中山遺跡、御船塚遺跡、上黒迫遺跡、乾原・迎八反田遺跡、長嶺遺跡群、小山山伏塚遺跡

変更後の範囲は、市庁舎8階埋蔵文化財調査室(☎328-2740)で閲覧できます。

選挙人名簿・在外選挙人名簿を確かめませんか

次の期間に名簿の縦覧を行います。登録に異議のある方は、この期間中に印鑑を持って区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)に申し出てください。

▶ 期間

▶ 時間

▶ 場所

詳しくは、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)へ。



パブリックコメント結果公表

熊本市消費者教育推進計画(素案)

担当課 消費者センター(市役所別館自転車駐車場5階・☎353-5757)

閲覧期間 3月21日まで

4月1日からガスの小売全面自由化開始

従来は家庭で使うガスは、各地域の特定のガス会社からしか購入できませんでした。今後は従来のガス会社に加え、国の登録を受けたさまざまな事業者から購入も可能で、さまざまな料金メニュー、ガスと電気など他のサービスとのセット販売などを、自由に選べるようになります。

ガスについて、正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう。便乗した勧誘にも気をつけましょう。

トラブルや被害にあっているとわかったらすぐに消費者センターに相談してください。

(消費者センター ☎353-2500)

税

点字の納税通知概要書を送付します

市県民税・固定資産税・軽自動車税の納税通知書と一緒に、希望者には点字の概要書を送付します。内容は、納税義務者名、税目、年税額、納期、納期ごとの税額などです。

▶ **申込み** 3月31日までに電話で課税管理課(☎328-2195)へ

原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車(農耕作業用、その他)などを所有している方に課税します。

お持ちの車両を廃車したり、他人へ譲渡した場合は、忘れずに3月中に手続きを済ませてください。未手続きの方は引き続き課税となります。

■手続き場所

区役所税務課、総合出張所、出張所

※本市窓口での受付は、排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車(農耕作業用、その他)に限ります。

■廃車

▶ **持参物** ナンバープレート、所有者の印鑑

▶ **確認事項** 車名、車台番号、排気量(盗難の場合は被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号)

■名義変更

▶ **持参物** 新所有者と旧所有者の印鑑、免許証など(新所有者の住民登録が市外の場合)

▶ **確認事項** ナンバープレートの番号、車名車台番号、排気量(「販売または譲渡した証明」欄の記入・押印必須)

※軽自動車税は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。定置場が市外に変わる場合は手続きが必要です。

詳しくは、市ホームページ(トップ→暮らし・環境→個人の税金→軽自動車税)をご覧ください。詳しくは、市ホームページ(トップ→暮らし・環境→個人の税金→軽自動車税)をご覧ください。詳しくは、区役所税務課へお問い合わせください。

第1回差押不動産公売会

市税の滞納処分により差押えた不動産を公売して、売却代金を滞納税に充当します。

▶ **日時** 3月14日(火) 午前10時～

▶ **場所** 市庁舎13階会議室

※滞納税が完納になった場合は公売は中止します。詳しくは、市ホームページへ。

(特別滞納対策室 ☎328-2202)



扇田環境センターへの受入を一時停止します

扇田環境センターの計量設備を整備するために以下の期間は埋め立てごみ、震災による廃棄物の受入を一時停止します。

▶ **受入停止期間** 3月4日(土)～6日(月)

※期間中の家屋解体廃棄物(公費・自費共)は、ほかの家屋解体廃棄物仮置場へ持込みをお願いします。(3月5日(日)はほかの仮置場も持込みできません。)

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

ごみ出し3原則を守りましょう!

①決まったごみを②決まった日に③決まった場所に出してください。

ごみ出しのルール違反は周囲の方々の迷惑です。

①きちんと分別しましょう

- ・分別の種類は「家庭ごみ・資源収集カレンダー」で確認してください。
- ・ごみの種類によって収集場所が異なる場合がありますので、注意してください。

②朝の8時半までに決められた日に出しましょう

- ・必ず、当日の朝から出してください。

③決められた場所に出しましょう

- ・各町内自治会(集合住宅の場合は管理者)などで決められた場所に出してください。出す場所が分からない場合は、近所の方か地元の町内自治会、住宅の管理者などにお尋ねください。

④ごみ置き場はきれいに使いましょう

- ・みんなで使う場所です。ルールとマナーを守ってごみを出してください。

災害ごみの特別収集・戸別収集は終了しました

災害ごみを市の処理施設へ持ち込む場合は、処分料の減免が受けられる場合があります。

詳しくは、廃棄物計画課(☎328-2359)へ。

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

事業ごみは市の収集には出せません

「事業ごみ」とは、店舗・事務所・病院・学校・農業などの業種や規模にかかわらず、事業活動に伴って生じたすべてのごみのことです。

事業ごみは、事業者の責任で適正に処理することが法律および条例で義務付けられています。たとえ少量であっても、本市の収集に出すことはできません。

事業者が自ら処理施設に持ち込むか、本市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の許可を持つ業者に処理を委託してください。

熊本市 一般廃棄物 検索

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)